

名古屋大学 アジア法政情報交流センターニューズレター

名古屋大学大学院法学研究科

発行 / 名古屋大学アジア法政情報交流センター

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 / TEL(052)789-4901 / FAX(052)789-4900

名古屋大学アジア法政情報交流センターホームページ <http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp>

アジア法政情報交流センター落成を迎えて

アジア法政情報交流センター長
大学院法学研究科教授

佐々木 雄太



落成式典にて

新しい年度とともにアジア法政情報交流センターも新たな局面を迎えました。4月13日、センターの落成を記念して講演会、落成式典、祝賀会を開催することができました。この記念行事に、斉藤邦彦日本国際協力事業団総裁、井上正幸文部科学省科学技術学術政策局次長にご講演をいただき、また飯島宗一アジア法政情報交流センター創設募金後援会会長、関谷崇夫法学部同窓会理事長、三ヶ月章元法務大臣、尾崎道明法務省法務総合研究所国際協力部長、滑川雅士外務省経済協力局審議官をはじめ多くの方々にご参集いただいたことを、分にあまる光栄と受け止めております。これを励みとして本センターの目的に向かって邁進する決意です。

3年前に、本学部創立50周年記念事業の一環としてアジア法整備支援事業基金設立を打ち上げた時には、暗い経済情勢もあり、2億円の募金は夢のような目標に思えました。しかし、じつに多くの方々が私たちの訴えに耳を傾け、大学がアジア法整備支援事業に関わる意義をご理解下さいました。本学部同窓生や中部地域を中心とした経済界からの多大なご協力により、夢のようだった目標達成が目前になりました。心から御礼を申し上げます。セ

ンター落成と前後して、私たちのアジア法整備支援事業は「名古屋キワニスクラブ社会公益賞」を受賞しました。いまださやかな私たちの活動に社会的な認知と期待をいただいたことと、厳粛に受け止めております。

同窓生ならびに各界からの寄付金によって建築された本センターは、床面積が1、2階あわせて325㎡、壁面にガラスを多用し、明るさと開放感が溢れる建物です。設計は本学施設計画推進室の木方十根氏、施工は六合建設株式会社です。小粒ながらも個性的な建物が生まれたことを大変喜んでおります。2階の多目的ホールの呼称を「CALEフォーラム」としました。「フォーラム」とは元々、古代ローマ市民の集会所・広場を意味します。この広場が、アジア法整備支援やアジア法政研究のためのさまざまな集いの場となり、また各国からの留学生と本研究科・本学の構成員あるいは本学部同窓生の交流の空間となることを願っています。

私たちは、このセンターを文字通り日本におけるアジア法整備支援事業・アジア法政研究の拠点にしたいと願っています。しかし、この事業は21世紀における日本の国際協力の重要な一端であるだけに、私たちの力のみで実現できるものではありません。今後も広く各界からのご支援をお願い申し上げます。



落成したアジア法政情報交流センター

アジア法政情報交流センター落成記念

アジア法政情報交流センター建物落成 記念行事を盛大に開催

大学院法学研究科助教授
島 竜一郎

本年4月13日、名古屋大学大学院法学研究科・法学部およびアジア法政情報交流センターは、アジア法政情報交流センター落成記念行事として、講演会、落成式典、祝賀会を開催しました。

アジア法政情報交流センター（Center for Asian Legal Exchange）は、組織としては、法学部創立50周年の昨年4月より活動を行ってきました。一方で、その活動拠点となる建物については、法学部卒業生をはじめ財界、法曹界など各界から寄せられた募金によって、名古屋大学留学生センターと合築するかたちで、学内法学部棟前で建設が進んでいましたが、このほど竣工したものです。新しい建物は、2階建てで床面積325平米、壁面にガラスを多用した開放的なつくりとなっています。

そこで、センター落成を記念し、国際協力の現状と今後の方向性について考えるという主旨のもと、「共生時代の国際協力と大学」と題した落成記念講演会を、名古屋大学シンポジオンを会場として開催しました。

北住炯一法学研究科長の挨拶の後、井上正幸文部科学省科学技術・学術政策局次長による「21世紀の国際協力と大学の役割」と題しての講演が行われました。

井上次長は、まず、会場に多く詰めかけた新入生へのメッセージも込めて、大学でなすべきこととして職業探し、自分探し、友人探し、学問探しの4つを挙げ、次に、不確実性の時代にあって唯一確実なものが世界人口の増加であり、それに伴い今後様々な問題が生じること、そこから生じる争いを避けるために、共通のルールづくりが必要であるとともにルールを理解するための教育水準の向上が重要であり、その面でアジア法政情報交流センターが果たす役割は非常に大きいものであると述べました。また、大学への進学率が上昇し、マス高等教育、ユニバーサル高等教育の時代に移ってくる中、教育・研究・社会貢献といった大学の使命は変わらないとしても、名古屋大学など日本の大学も国際競争の中に置かれており、個性化や教育・研究の高度化、多様化が必要であると述べました。さらに、2年前のケルン・サミットで、サミット史上初めて教育問題が取り上げられたことや、英国首相の演説などの例を挙げ、留学生ほか教育の国際交流が各国で重要視されていることなどを紹介し、今後、大学の国際協力が一層重要になってくる中で、特に、人文社会科学における国際協力は、その学問としての世界的な普遍性を高めていく上で大変重要な意義があると強調しました。

最後に、日本の教育・科学行政の動向を紹介し、再び、学生に対し、幅広い知識と複数の専門を持ったパイ型人間になるような勉強をしてほしいとのメッセージを送りました。

続いて、斉藤邦彦国際協力事業団総裁・前駐米大使による「国際協力の未来」と題しての講演が行われました。

斉藤総裁は、最初に、21世紀は、環境、人口、エイズ等感染症の問題、南北格差等、地球的規模の問題といわれている問題が深刻化する時代と予想されるが、このような問題には、一国だけでなく国際協力で対処するべきであると述べました。

次に、日本がこれまで国際社会で果たしてきた役割は、主に経済協力面での貢献に限られてきたが、今後も、経済協力が主であることは不変であろうし、世界の期待もその面が中心であろうと述べました。また、なぜ、日本が経済協力を行うか、それは、日本の利益のために行っているという、戦略的援助としての側面が大きいとしながら、ただ、日本の援助のやり方として、日本は、長らく援助国であると同じに被援助国であったため、被援助国の心情がよりよく理解できるはずという考えのもと、被援助国からの要請を待って援助形態を決めるとともに、被援助国側の自助努力を期待するという方法をとっていると述べました。

さらに、今後のODAでは人づくりを中心とした協力を重点を移す方向をなっており、JICAは技術協力として人づくりの仕事を中心に行ってきたが、これからは狭義の技術供与から国の民主化、法律の整備などより広くソフトな方向へ重点が移っていくと思うと述べました。

また、総裁は、外交官時代の様々な経験をエピソード的に紹介しましたが、これらの話は外交の裏話としてそれぞれとても興味深いものでした。最後に、学生に向けて、将来の進路として、外務省やJICAなど、国際協力に関係のある仕事を考えてほしい、これからの困難を克服する上で若い人たちへの期待は大きいと結びました。

共生時代の国際協力と大学



落成式典祝賀会
三ヶ月章元法務大臣あいさつ

講演の後には、特別企画として、「アジア法政情報交流センターへの期待—留学生の立場から」と題して、法学研究科で学ぶ2人の留学生によるスピーチを行いました。

まず、ベトナム出身で、国際協力事業団の長期研修員として現在大学院法学研究科高度専門人養成コース前期課程2年に在学中であるグエン・ティン・チュク（NGUYEN Thanh Truc）氏は、ベトナム司法省で8年間働き、1997年と99年の刑法典改正の草案作成に参加し

アジア法政情報交流センター落成記念

ベトナムは自由市場経済体制へ移行している過渡期であり、99年刑法も将来的にさらに改正する必要があること、そのために日本を含む諸外国の刑法を研究する必要があること、センターへの期待として、ニューズレターやホームページなどを用いた情報交流を一層進めること、本研究科と卒業生とのリンクを担ってほしいこと、などを述べました。



センターへの期待をのべる
グエン・ティン・チュクさん(ベトナム)

次に、ウズベキスタン出身で、大学院法学研究科留学生特別コース前期課程1年に在学中のハルバエワ・ガウハル(KHALBAEVA Gauhar)氏は、ソ連邦崩壊後ウズベキスタンは独立国となったものの、法整備や法学教育など様々な問題に直面していること、改革を進めるため、発展した国の経験を学ぶためウズベキスタンの学生や教官が海外で研究する機会が増えていること、その中で、昨年、本研究科とウズベキスタンの3大学との間で学术交流協定を締結し交流が始まったことを述べ、アジア法政情報交流センターは、JICAと大学と留学生とを結ぶ中継点の役割を担って教育の場に密着した国家的な法整備支援を行うという大変重要な意味を持っている、との期待を示し、自分自身も、帰国後、様々な環境問題を抱えるアラル海に関する法整備に貢献したいと結びました。

2人とも、日本語で見事なスピーチを行い、留学の成果



センターへの期待をのべる
ハルバエワ・ガウハルさん(ウズベキスタン)

をいかに発揮していました。

その後、4人の講演者に対して、会場からの質疑応答も

近くの聴衆が集まり、主催者側の予想を越える人数となって立ち見も多く出たため、講演の合間に、急きょ、席を追加する一幕もあるほどの盛況でした。

次に、アジア法政情報交流センターに会場を移し、落成式典を開催しました。式典では、まず、センターの玄関前にて、斉藤国際協力事業団総裁、井上文部科学省科学技術・学術政策局長、飯島宗一アジア法政情報交流センター創設募金後援会長(元名古屋大学総長)、松尾稔名古屋大学総長、関谷崇夫法学部同窓会理事長(名古屋鉄道副会長)、野角計宏名古屋大学事務局長、北住法学研究科長、佐々木雄太アジア法政情報交流センター長による記念のテープカットを行いました。



落成式典テープカット
左から、佐々木・野角・松尾・井上・斉藤・飯島・関谷・北住の各氏

続いて、センター2階の多目的ホールであるCALEフォーラムにて、式典を行いました。式典には来賓や大学関係者など85名ほどが出席しました。北住研究科長の挨拶に始まり、松尾総長、飯島後援会長、関谷理事長による挨拶の後、佐々木センター長から、センターの活動に対してキワニスクラブから社会公益賞が授与されることとなった旨披露され、また、建物の紹介、特に式典会場となっている多目的ホールを「CALEフォーラム」と名づけたことが紹介されました。次に、来賓を代表して、井上次長、尾崎道明法務総合研究所国際協力部長、滑川雅士外務省経済協力局審議官、中島行男国際協力事業団中部国際センター所長より、センターに対する期待や励ましを込めた祝辞がありました。

さらに引き続き、会場を再び名古屋大学シンポジオンに移し、約300名が参加して祝賀会を開催しました。佐々木センター長の挨拶の後、三ヶ月章日本ローエイシア友好協会会長(元法務大臣、東京大学名誉教授)、本間政雄京都大学事務局長(1971年法学部卒)、小山敬豊田紡織相談役(1953年旧制法学部卒)らの情熱やユーモアにあふれた祝辞があり、野角事務局長の乾杯に続いて、在学生・同窓生も参加しての歓談となりました。なお、この席上で抽選会が実施され、今年度の法学部学生実地研修(ウズベキスタン)に対する往復航空券(1名)などの当選者が発表されました。

日中企業法制シンポジウムを開催して



大学院法学研究科教授
浜田 道代

21世紀に入り、社会が大きく変動しているなかで、大学が果たすべき使命が問われている。大学はその教育研究活動を進める上で、地域社会と連携しつつ、社会のニーズへ対応していくことが求められている。名古屋大学大学院法学研究科およびアジア法政情報交流センターが2001年2月9日、10日の二日間にわたって開催したシンポジウム「日中企業法制・金融法制の展開」は、そのような社会のニーズに応える試みの一つであったといえよう。

日本の企業は、近年中国との取引を増やしてきている。企業活動を円滑に進め、紛争を予防し、あるいは不可避的に生じる紛争を早期に解決するためには、中国社会の変化や法整備の現状を、正確に理解する必要がある。とりわけ企業法制・金融法制は、企業活動の展開と密接につながっているがゆえに、企業実務においては、中国におけるこれらの法状況に関する知識が欠かせない。中国のWTO加盟を目前にして、日中の企業法制の比較研究に関するニーズは、ますます高まっているのが現状である。

中国の司法制度は、文化大革命の時代に一旦壊滅した。法学教育も、1978年に北京大学法学部が60名の学生を受け入れたのを皮切りに、改めて再開されたにすぎない。しかしそれ以来20余年が経ち、今では中国の市場経済化を支える人材が、質量ともに充実してきた。市場経済化にとって、法が果たすべき役割はきわめて大きい。人治から法治への切り換えなくして、経済改革・社会改革はありえない。中国の企業法制・金融法制は、1993年以後、急速な進展を見せるようになり、会社法、手形法、証券法などが、相次いで制定された。もっとも、中国は漸進的な改革方式によっているため、民商事法制の整備においても、その政治社会状況を反映した、様々な中国的特徴が残されている。



このような状況の中で、「日中企業法制・金融法制の展開」のシンポジウムを我々は企画した。中国からは、何勤華・華東政法学院院長(教授)をはじめ、吳志攀・北京大学法学院院長(教授)、馮鶴年・中国証券監督管理委員会法律処長、趙威・中国政法大学教授、顧功耘・華東政法学院経済法部学部長(教授)、それに上海に法律事務所を設けている大江橋法律事務所の松井衡弁護士ら、学問研究や実務の第一線で活躍している方々を招聘した。彼らは全員が改革開放世代であった。しかもそのうち3名までが、1978年に北京大学法学部に入学した者であった。

シンポジウムの当日は、何勤華院長に基調報告をお願いし、その他の招聘者には、本研究科の企業法関係者とそれぞれペアを組む形で、日中比較の四つのセッションに中国側報告者として加わっていただいた。日本法制史にも造詣の深い何勤華院長が「今日における中国法の課題と展望」のテーマで行った基調報告は、シンポジウムの日本人参加者から好評を博した。また、四つのセッションで取り上げたのは、中国が市場経済化を進めるために法制上鍵となっているテーマであったため、参加者の関心も高く、会場における質疑応答も活発に行われた。最後に、本研究科名誉教授の田邊光政・大阪学院大学教授が、二日間に渡る報告と討議のすべてを振り返りつつ、総括を行った。なお、本研究科の虞建新講師および本研究科で企業法制・金融法制を専攻している中国人留学生たちが、シンポジウムの企画運営段階から積極的に参加してくれたのはもちろんのこと、報告原稿の事前の翻訳やシンポジウム当日の通訳に、大活躍してくれた。そのおかげで、参加者一同、言葉の壁をほとんど感じないで、相互に理解し、討議を深めることができた。

本シンポジウムを機縁とする日中企業法制・金融法制の比較研究は、本研究科の教官や中国人留学生などの院生にとって、学問的に大きな刺激であったのはもちろんのこと、中国からの参加者も大変喜んで下さったのが印象的であった。そのうえ、日本の民間企業関係者や法律実務家が強い関心を示し、中部地方からのみならず、関東や関西からも少なからぬ方々がわざわざ足を運んで下さった。当日は約150名の者が、名古屋大学シンポジウムの席を埋めた。このことから、この種のシンポジウムに対する社会からの期待が大きいことが窺われる。参加した日本人の企業関係者や法律実務家からは、今回のシンポジウムは、中国の法制度の現状や動向を把握するうえで有意義な機会であったと言っていた。

以上の如くであったから、今回のシンポジウムは、大学がその使命をよりよく果たすのに、いささかの貢献をなしたのではないかと思っている次第である。

日中学術交流に期待をかけて



大学院法学研究科専任講師
虞 建新

2001年2月8日に、「日中企業法制・金融法制の展開」シンポジウムの関連事業として、本研究科と中国の華東政法学院との学術交流協定の調印式が行われた。本研究科と自分の出身校との間に学術交流協定が調印されたことは、私にとってこの上ない喜びである。

中国では、改革開放政策が実施されて20数年が経過した。1993年以後は、中国は「社会主義市場経済」を目指している。市場経済を支える法制度の整備は、立法作業において最も重要な課題となった。その間、日中間の経済交流はさることながら、政治法律などの学術比較研究も盛んに行われてきており、比較研究や学術交流の土台ができてきた。

私は、1993年以來、中国の現地調査、日中共同研究などの多くの機会に恵まれた。これらの交流を通じて強く感じたのは、市場経済体制が定着しつつあるなかで、立法機関の立法作業に携わった担当者をはじめ、大学や研究機関の研究者、実務家などは、市場経済を規律するための法制度を懸命に勉強しており、日本や欧米など先進諸国の法制度を参考にして、良いものを積極的に取り入れようとしているということである。特に印象に残ったのは、大学や研究機関などが、日本との学術交流、共同研究、そして日本の法学界の支援を切に望んでいることである。中国は、市場経済化を順調に進めるために、民商事法制の整備においてまだまだ日本からの支援を期待しているといえよう。

私は、1993年以來、中国の現地調査、日中共同研究などの多くの機会に恵まれた。これらの交流を通じて強く感じたのは、市場経済体制が定着しつつあるなかで、立法機関の立法作業に携わった担当者をはじめ、大学や研究機関の研究者、実務家などは、市場経済を規律するための法制度を懸命に勉強しており、日本や欧米など先進諸国の法制度を参考にして、良いものを積極的に取り入れようとしているということである。特に印象に残ったのは、大学や研究機関などが、日本との学術交流、共同研究、そして日本の法学界の支援を切に望んでいることである。中国は、市場経済化を順調に進めるために、民商事法制の整備においてまだまだ日本からの支援を期待しているといえよう。

1993年以後、日中間の学術交流は盛んに行われるようになってきている。しかし、日中両国の政治体制が違う上に、経済体制においても中国はなお体制転換の途上にあるがゆえに、日中間では、法整備の課題、研究者の問題意識などにおいて異なる点が多く見られる。そのため、現時点における日中間の学術交流は、まだ開拓と模索の段階にあり、確かに苦労が伴う。

今回の「日中企業法制・金融法制の展開」の企画・運営に関しては、シンポジウムの企画に携わった一員とし



名古屋大学大学院法科研究科と華東政法学院の学術交流協定調印式にて

て、シンポジウムの企画・運営は容易なものではないことをつくづく感じた。シンポジウム開催当日の運営は、教官、事務局のスタッフが協力して担った。企画・準備段階において発揮された商法教官の協力しあう精神、積極的な行動力、忙しいにもかかわらず、労を尽くしたところ、シンポジウムを成功させるのに欠かせなかったものである。特に浜田道代教授は、報告テーマの確定、進行方式の決定、プログラムの作成、それに資料集の編集に至るまで、自ら労をとって作業に携わった。

学術交流協定の締結は、学術交流や学生交流を行う際の重要なステップとなるものであり、今後の交流を深めるために道を開いたものである。中国の市場経済法秩序を確立するためには、学術交流を含む日本からの法整備の支援が必要である。日中間の学術交流を一步一步着実に深め、実り豊かな成果を上げるためには、既に交流協定が結ばれている大学との交流を継続するとともに、新たに交流パートナーを見つけ、視野を広げる努力も欠かせないものであろう。日中の学術交流や学生交流がますます深まるように、微力ながら力を尽くしたいと思う次第である。

心より感謝の意をこめて



華東政法学院院长
何 勤華

2001年2月、名古屋大学大学院法学研究科のお招きをいただき、名古屋大学を訪問し、「日中企業法制・金融法制の展開」シンポジウムに参加する機会を得たことを、誠に嬉しく存じております。シンポジウムは、名古屋大学大学院法学研究科の先生方、スタッフのご尽力により極めて大きな成功を収めたと思います。私達は、シンポジウムを通じて、日本の法学界の先生方と学術交流を行い、企業法制・金融法制に関して日本法を学ぶ機会を得ました。ここに、名古屋大学大学院法学研究科、並びにシンポジウム開催のために労を尽くしていただいた諸先生方、スタッフの方々へ心より感謝の意を表します。

私達にとって今回の最大の収穫はなんといっても、我が学院と名古屋大学大学院法学研究科との間に学術交流協定が調印されたことでした。喜びを感じるとともに、長年にわたって両校の学術交流を促進させるためにご尽力いただいた名古屋大学名誉教授の田邊光政教授、浜田道代教授らの諸先生に、心より感謝の意を表します。今回の滞在期間は僅かでしたが、名古屋大学の優れた学風と素晴らしいキャンパスの雰囲気を感じることができました。学術交流協定の締結を契機に、今後、我が学院と名古屋大学大学院法学研究科との間で学術交流、共同研究などの協力関係が一層深まり、そしてますます発展するよう、心よりお祈り申し上げます。

私達にとって今回の最大の収穫はなんといっても、我が学院と名古屋大学大学院法学研究科との間に学術交流協定が調印されたことでした。喜びを感じるとともに、長年にわたって両校の学術交流を促進させるためにご尽力いただいた名古屋大学名誉教授の田邊光政教授、浜田道代教授らの諸先生に、心より感謝の意を表します。今回の滞在期間は僅かでしたが、名古屋大学の優れた学風と素晴らしいキャンパスの雰囲気を感じることができました。学術交流協定の締結を契機に、今後、我が学院と名古屋大学大学院法学研究科との間で学術交流、共同研究などの協力関係が一層深まり、そしてますます発展するよう、心よりお祈り申し上げます。

また名古屋滞在中、私達は、至れり尽くせりのもてなし

を受けまして、自分の家に帰っているような感じがいたしました。さらに、私達一行は、浜田道代教授のお招きをいただき、教授のご自宅までお邪魔し、心を込めたおもてなしを受けまして感慨無量でした。これは、私達にとって生涯忘れられない思い出となりました。浜田教授の心を込めたおもてなしに対し再び深く感謝の意を表します。



交流促進のために力を尽くそう



華東政法学院経済法学部学部長
顧 功耘

日本語は分からないが、日本の大学法学部と学术交流を求めることは私の宿願である。法学教育者として、私は、中日両国人民は共同の文化的淵源及び悠久な交流歴史を有することをよく知っている。日本は、ここ50年来、本国の実情に合わせて欧米の先進諸国の立法経験を参考にして法整備に力を入れてきた。私達は日本の経験から学ぶものが実に多い。中国の法整備は、出遅れているが、市場経済化の進展にともなって、凄まじい発展を遂げた。近年、中日関連のビジネスが増え、経済交流が盛んになるにつれて、法学の交流を行い、相手国の法制度を知りたいという願望が日増しに強まってきた。中日両国は隣国であり、平和共存及び経済、社会の持続的な発展を求めることは両国人民の願望であり、良好な教育を受けた者としては、そのような願望を実現させるために、力を尽くすべきであると自覚している。

数年前から、名古屋大学名誉教授田邊光政教授と浜田道代教授が名古屋と上海の間に行き来されて、我が学院と名古屋大学法学部との交流のためにご尽力いただいた。交流を促進させるためにご尽力いただいた先生方の執念と行動力に心を打たれ、敬意を表したい。今年の2月、先生方のご尽力はついに見事に実り、我が学院何勤華院長と名古屋大学大学院法学研究科長北住先生が学术交流協定を調印することを実現させた。またお招きいただいて、私は何勤華院長とともに「日中企業法制・金融法制の展開」シンポジウムに参加させていただいた。

日本を訪問して学术交流に参加することは今回が初めてであったが、名古屋大学法学部と学术交流を行うメリット及び素晴らしさを十分感じ、シンポジウム参加の収穫は決して小さなものではなかった。シンポジウムでは、

報告を聞き、議論に参加することを通じて、会社法、証券法、企業会計法及び手形法に関して、中日の最新の動きを相当程度に把握することができた。また、日本の学者や実務関係者が中国の法整備、とりわけ中国の企業制度、資本市場に関する法律問題に強い関心を持っていることが印象的であった。特に申し上げたいことは、名古屋大学法学部の諸先生方及び事務局の方々のご尽力により、シンポジウムの準備、実際の運営及び効果のどちらから見ても、シンポジウムは私達に忘れられない印象を与えてくれたものであった。僅か二日間のシンポジウムはまるで名作を演じているような感じであった。監督、俳優もいれば、舞台の裏で黙々と動いている人も大勢いる。すべては整然として展開されていた。私の記憶では、浜田道代教授はシンポジウム運営の素晴らしい「監督」である。浜田教授は、早くも遅くもない落ち着いた言葉の表現速度、アクセント、和やかな表情及びシンポジウム進行の隅々まで至れり尽くせりの気配りは、「人の師である」教育者としての資質と素晴らしい組織能力と協調能力を十分に現している。

私は、「やるんだったら、ベストを求む」ことを座右の銘にしている。我が学院と名古屋大学法学部との間には、学术交流協定の調印を契機に、今後一層の交流を行うための道が開かれた。私は今後、両校の学术交流を継続していくことを強く願っている。現在、私個人の地位及び能力では、今後の交流を促進させるうえで果たせる役割は限られているが、微力ながらぜひ力を尽くしたいと思う次第である。学术交流協定には、学生、教官及び研究者の交流、学術資料の交換、共同研究を行う、といった内容が盛り込まれている。ほかに、双方が共同で行う交流がまだまだたくさんあると思う。個人的な考えであるが、名古屋大学法学部で育てられた中国人の留学生が我が学院で活躍することを強く望んでいる。将来、我が学院で中日法律研究所を設置することができるぐらいの人数が来ることを望んでいる。彼らは中日法律交流の使者として活躍することを期待している。ほかに、教官を短期間派遣したり、相手の教官を招いたりすることも考えられる。我が学院も今後中日の法律交流を促進させるためには、新入生を募集する際に、日本語が分かる学生を募集し、法律を勉強させる。一方、名古屋大学も可能であれば、中国語が分かる学生を募集する。両校は、彼らを相手の大学へ留学に派遣させ、修士課程や博士課程を勉強させることを提案する。これに関しては、私は、可能な限り、このような環境づくりのために我が学院の執行部に助言する。このように行動してこそ、両校の交流ははじめて言語の障害を排除し、安定した発展と実り豊かな成果が期待できると思う。

より多くの中日法学交流の使者が現れるように、我が学院と名古屋大学法学部との学术交流がますます盛んになるように、心よりお祈り申し上げます。

特集 日中企業法制シンポジウム

中国の改革開放政策の実施にともなう、日中ビジネス関係がますます深まってきている。中国がWTO加盟を控えているなかで、企業レベルにおいては、中国の経済改革の現状や法整備の動向を正確に把握することを切に望んでいる。多くの企業関係者が今回のシンポジウムに参加したことは、そのような実態を反映している。そこで、今後、このようなシンポジウムがより企業側のご期待に応えられるように、シンポジウムについて参加された方々にご感想やご期待をお寄せいただき、「参加者の声」を設けて、寄せられた感想文を掲載させていただくことにする。

アジア法政情報交流センターへの期待



1951年名古屋大学法学部卒業生
1997年名古屋大学大学院法学研究科
博士前期課程修了

三好 駿一

去る2001年2月9日、10日に、名古屋大学シンポジオンホールにおいて、「日中企業法制・金融法制の展開」と題するシンポジウムが開催された。

1978年末に、中国が、経済改革および対外開放に踏み出してから20年余り経過した。多くの日本企業が安くて豊富な労働力を求め、12億人口の市場を狙って中国へ進出した。しかし、1996年頃から日本企業の中国進出意欲が低下している。その原因は、いろいろ挙げられるが、経済改革にともなう変化してきた中国法制の現状をきちんと把握できないのが大きな要因の一つであるといえる。西欧型近代法の一つである日本法に育てられた日本企業人にとって、社会主義国家体制の法制度および現在目指している社会主義市場経済の法体系は、容易には理解しがたいものである。しかも、中国法制に関する資料が少なく、社内に中国語のできる人も少なく、また中国法制を学習する機会さえ少ないのに悩まされている。

今回のシンポジウム、特に華東政法学院何勤華院長の基調報告「今日における中国法の課題と展望」は、最近の中国における企業法制・金融法制の動きを把握するのに資し、企業関係者の悩みを解消する助けになる内容のものであった。また、第四セッションの松井衡弁護士と顧功耘教授のコーポレートガバナンスに関する報告は、実に素晴らしいものであり、日本企業から参加した者にとっては、何よりの収穫であった。クローズセッションにおける田邊光政大阪学院大学教授の「まとめ」も、要を得た報告であった。シンポジウムは本音の出ないが普通であるが、今回のシンポジウムは本音を出させた素晴らしいものであった。

日本企業にいた者として、本音の出るシンポジウムを主催するご苦労は承知の上で希望を述べさせていただくならば、このような企画は年に1回ぐらいはやって頂きたいし、第一線の実務家と大学との双方向的な交流こそ、我々の望むものである。権力と権利の板ばさみに、毎日出会って苦労している第一線の実務家に対するこのような支援を、今後とも本学のアジア法政情報交流センターに期待したい。

日中企業法制・金融法制シンポジウムに参加して



トヨタ自動車株式会社法務部国際法務室
織田 徹

今回のシンポジウムを企画・運営された名古屋大学大学院法学研究科及びアジア法政情報交流センターの皆様、並びに貴重な講演・報告をされた日中の法律実務及び研究者の皆様に感謝申し上げます。企業の法務担当者として、このような貴重なシンポジウムに出席する機会に恵まれたことを大変うれしく思います。

当社は、天津市及び四川省成都市に合弁会社を設立し、中国においてこれから本格的に自動車を生産・販売する体制を整えようとしているところであり、今後の中国での事業展開を円滑に行うためには、中国の法制度を正確に理解しかつ確実に遵守することが重要です。その意味で、中国が解決しなければならない課題と実際の法制の動向について、中国の法律実務に様々な立場から携わっておられる方々の生の声と忌憚のないご意見を聞くことができたのは、私どもにとって誠に時機を得たものでした。今回のシンポジウムでは、社会主義市場経済の実現を目指す中国にとって、経済活動の自由化と行政の介入・裁量という二律背反する命題をどう調和させるかが大変頭の痛い問題であることがよく理解できました。特に、第4セッションの企業統治と経営責任の問題は、私たち企業人にとっても大変興味深いテーマであり、会場を埋め尽くした参加者の熱気と真剣なまなざしからも関心の高さが窺われました。

更に、今回、日中の報告者がそれぞれの問題意識を発表し意見交換するという形式が採られました。日中の法制比較が聴衆の興味と関心を大いに引き立てたと同時に、深い法律知識がない私たちにとっても問題の本質を即座に理解することができ、大変優れた企画であったと思います。今後、中国の法制度は、WTO加盟や経済の発展と軌を一にますます整備・充実が図られると思われまます。私たち企業にとっては、外国からの投資に関わる各種法律に加え、今後は、独禁法、契約法、雇用法、労働法など、現地の事業活動に直接影響する法律の動向を注意深くウォッチする必要があります。また、法律の内容もさることながら、中央及び地方の管轄官庁による実際の運用の動向も大いに関心のあるところです。名古屋大学の関係者の方々には、今後も、このようなシンポジウムを続けていただき、中国の法制度に関する最新の状況と現地関係者の生のご意見に接する機会を与えてくださることを心から期待しています。

「日中企業法制・金融法制の展開」に参加して



株式会社豊田自動織機製作所
法務部 小島 多重子

2001年2月9日、10日に行われた日中シンポジウムに参加させていただきました。研究者の方や企業側から多くの参加があり、質疑や議論が活発に行われ、大変盛況で有意義な会であったと感じました。

刻々と変化している企業法及び金融法のうち、企業会計、公開買付、手形交換、取締役の責任等の各テーマごとに中国と日本の現状を対比させながら聞くことができたので、焦点が絞られ興味深く聞くことができました。企業

に身をおく者としては、法制度の動向もさることながら、法律が実際どのように解釈され、運用されているかに興味が 있습니다。その意味で今回、中国証券監督管理委員会(日本の証券取引委員会)の方から中国上場会社の再編の現状を直接聞くことができたのは、得がたい機会であったと思います。このように学問的な議論にとどまらず、実務ではどうかという視点をシンポジウムに入れていただけており、私達にとっても得るものが多くためになりました。

IT社会になったとはいえ、海外の生きた法情報はなかなか名古屋では十分得られないのが現状です。今回のようなシンポジウムが今後も会を重ねて、中国のみならず、インドやシンガポールなど、日本とのビジネスの関係が深い国々についても開催していただけると、うれしく思います。私どもが質疑や議論に参加するために、事前に一部でも資料をいただくと助かります。

最後に、今回のシンポジウムの開催に際して、労をたくさんいただいた先生方、院生の方々、事務局の方々にお礼申し上げます。

シンポジウムに参加して



アイシン精機株式会社 法務部副部長
柴田 由紀

当社は最近、天津に中国企業と合併で自動車の車体部品の会社を設立したところです。また、今年中には、中国の浙江省にミシンの生産会社を外資で設立し、操業開始する予定です。中国での事業を順調に展開するために、国家体制の違う中国の政治制度をはじめ、民商事に関する法制度、例えば、訴訟制度、仲裁制度などを理解し、それに関する情報を収集することがますます重要になってきました。

しかし、これまで、中国での合併事業契約の交渉や関係者との雑談の中などで感じたところでは、「中国は経済体制がまだ移行中であり、民商事法の諸制度が整備されつつあるとはいえ、中国の特徴的なものが多く残されているため、中国の現状や法制度を理解しがたいのが現状である。そのため、実際のビジネス交渉に当たっては、日本側は中国の現状を十分理解できていない結果、日本の常識的な知識に基づいた主張をしがちである。一方、中国側は、日本の現状を知らない場合を含め、交渉担当者の権限の限界を超えるような合意はできないため、双方の主張の溝が埋まらない。こうして、期限が迫ってくるため、本質的な解決策かどうかの確信が持てないまま、妥協する、あるいは決裂すると言うようなこともあるのではないか」と感じました。

このような状況下で、去る2月に開催された「日中企業法制・金融法制の展開」シンポジウムは、中国の現状を正確に教えてくれて、日本の制度との比較をテーマに議論ができ、大変有意義なものでした。特に、シンポジウムでは、中国の第一線でご活躍されている研究者の方々のお話を直接聞くことができ、とても参考になりましたし、今後の中国の法整備の傾向、方向性などの情報も非常に参考になると思います。さらに、実務面については、判例や中国の弁護士事務所扱った事例なども多く、紹介して頂くと企業にとって役立つと思いますし、中国についての理解も進むのではないかと思います。

経済発展著しい中国に期待される法制度インフラの整備



三菱電機株式会社 法務部長
三宅 道昭

中国には多くの虚構があるとの批判がある。その虚構とは「社会主義市場経済」、「未来の経済大国」

「地大物博」(国土が広大で資源が豊富)、「日中友好」などである。中国本土(北京・上海・広州・西安など)に、携帯電話、エアコン、エレベーターなど15社の有限合弁会社を有する当社としても、このような批判の真偽は大いに気になるところである。会社生活の大半を宇宙開発、主として人工衛星の開発・製造・販売に費やし、毛沢東・周恩来、そして文化大革命のような中国現代史に興味を示した私にとっては、中国は政治の対象ではあっても、経済・投資といった企業経営の視点からの関心は殆どなかった。しかしながら1998年から法務部の担当となり、三菱電機(中国)有限公司の役員に就任してからは、必然的に中国の経済・法制度の動向や展望に強い関心を示すことになる。

ここ10年近く急成長を続けてきた中国も、タイやインドネシアなどアジア各国の金融不安のあおりを受けて、投資環境が次第に悪化してきており、企業としてもリスク管理をより強く求められている。このような時期に中国のインフラ、とりわけ法律制度がどのように整備されてきているのかを知っておくことは企業法務として、不可避の第一歩である。

中国は今でも「法治」よりも「人治」の段階にあるといわれ、法律でさえも行政に従属する、即ち中国における法治の主張がその時々を経済的・社会的な状況に応じて簡単に法の規定が破られてしまうという便宜主義的な性格をもっていると言われてしまえば、危機管理の一翼を担う法務部門として、会社の経営幹部や事業責任者に一体どのようにアドバイスしていけば良いのかその基準を失ってしまう。その意味で今回、名古屋大学大学院法学研究科・アジア法政情報交流センターが主催された「日中企業法制・金融法制の展開」と題するセミナーは誠に時宜を得た企画といえる。「社会主義市場経済」という前例のない矛盾をはらんだ制度は、いずれ中国も直面せざるを得ないグローバル・スタンダードとの間で軋みを生ずる日を迎えるであろう。鄭小平氏は「計画の要素が多いか、市場の要素が多いかは、社会主義と資本主義の本質的区別ではない。計画経済イコール社会主義ではなく、資本主義にも計画はある。市場経済イコール資本主義ではなく、社会主義にも市場はある。」という言葉を残しているが、グローバル・エコノミーとの間の不調和を解決できるような法制度インフラが整備されるのだろうか、まさに壮大な社会科学の実験が始まったといえよう。

私は、折角の体系的な企画のご準備にも拘らず、不本意かつ失礼にも何勤華院長の「基調報告」しか聞く機会を得られなかった。それでも何院長の法制史的視点からの課題分析と展望は、私にとっては「中国会社法入門」の一步かもしれないが、このセミナーに参加された多くの受講者およびその鳳声の拡散によって、既進出企業はもとよりこれから進出を企画している企業にとっては、大きな一歩になるであろう。貴学におけるこの種のなお流動的で不安定な中国法制の体系的な研究が、このシンポジウムを契機に一層深化・玉成を遂げられんことを期

ウズベキスタン ~ 市場経済化と法制度 ~



JICAウズベキスタン事務所
 所属 田邊 秀樹

シルクロードの真ん中に位置するウズベキスタン共和国は今年、独立して10年目を迎えました。ウズベキスタンといっても、我々日本人にはまだまだ馴染みが薄いかも知れません。しかし、チングスハーンが破壊しチムールが復興したオアシス都市、青の都『サマルカンド』の名を聞けば、どこはかたなく懐かしい響きを感じる方もいることでしょう。そのシルクロードの国がいま、大きな岐路に立っています。

1991年、ソビエト連邦の崩壊に伴って独立を達成したウズベキスタンは、新たな主権国家としての国造りと市場経済化という二つの課題に全力を挙げて取り組んでいます。モスクワ中心の社会主義的計画経済がほぼ3世代72年間にわたって続いた後、突如として独立という甘い果実が与えられ、反面モスクワからの指示も支援も失ったウズベキスタンは今、自らの力でどのような国造りをしようとしているのでしょうか。ここでは、法制度の分野を中心に見ていきたいと思います。

独立後の社会背景と現状

首都タシケントを中心に新たに国家としての体制を整えることだけでも大変な作業です。特に人材不足は明らかでした。しかもこれらの人材は「指示されたことだけを遺漏なくこなす」というソ連時代のメンタリティを全身に引き継いでいたのみならず、ソ連以外の外の世界をほとんど体験したことがなかったのです。

そして市場経済化です。計画経済に慣らされた人たちは、例えば品物の価格が需要と供給のバランスで決まるという市場経済の理屈に感覚的に馴染めず、政府が計画して決めるものという確固たる信念を捨てられないのが実態です。試行錯誤を繰り返しながら市場経済の基本的な概念を習得しつつ同時に銀行システムなどの市場経済の基本ツールを整備しようとしているというのが、ウズベキスタンの市場経済化の現状と言えるでしょう。

法整備の概略

これら二つの課題に対応するため、ウズベキスタンは独立後まず憲法を制定し、民主主義に基づく市場経済化という基本方針を明確に打ち出しました。この憲法の下でどのような法整備がなされ、どのような問題が生じているか、その一端を見ていきたいと思います。

政体は大統領制で、全有権者の直接投票により任期5年の大統領が選出され、1度だけ再選が認められています。しかし、元ウズベキスタン共産党第一書記であったカリモフ現大統領は、最初の大統領選挙で選出された後、国民投票により任期を2000年まで延長し、同年実施された第2回目の大統領選挙で再選を果たして2005年までの任期を確保しました。

行政の最高機関たる大統領府の下に、経済関係閣僚の集まる大臣会議（我が国の内閣に相当）が設置されてい

ます。面白いことにその議長は政府首班たる首相ではなく大統領が務めています。

ウズベキスタンでは行政府の役割と権限が極めて大きいのが特徴です。数多くの大統領令により国家の基本的な戦略や開発の方向性が定められ、それを補完する大臣会議令（政令に相当）によりその実施細則が定められるケースが多く、実質上それらを追認する形で法律として制定していくのが立法府たる国会（一院制）の役割となっています。

各州や地方から選出される国会議員は、一部を除いて普段は地元でそれぞれの家業に従事し、年に4回の総会（1週間程度）の時だけタシケントに上京するのが一般的です。

他方、大臣会議や関係各省の役人の間では、できるだけ多くの大臣会議令を起草することが奨励されており、いくつの大臣会議令の制定に携ったかで実績が評価されるという話まであります。その結果、乱発される大臣会議令どうしの間の不整合や、政府内でも現行法令の検索が十分に出来ないといった弊害が生じています。

法学教育は司法省傘下のタシケント法科大学の他、高等教育省や外務省傘下の大学で実施されており、我が国や欧米諸国の大学と学術協力協定を結んで質的向上に努めています。

ウズベキスタンの法制度の特徴は、1) 旧ソ連法を土台にしていること、2) 新国家としての体制整備と市場経済化を同時に進めていること、3) 既にある程度の法整備が進みつつあること、4) 法律や制度があっても十分に執行されていないこと、の4点に集約できると思われます。

我が国による法整備支援

2000年、我が国はウズベキスタンに対し法整備の分野で支援の第一歩を踏み出しました。7月に名古屋大学がウズベキスタンの3大学と学術交流協定を締結したのを皮切りに、9月にはアジア経済研究所委託研究「中央アジア諸国の裁判制度」（名古屋大学大学院法学研究科編）の現地調査が実施され、ODAベースでは同年7月に内閣法制局関係者によるJICA法整備支援セミナーをタシケントで開催し好評を博しました。また同年9月、無償資金協力による留学生支援として法律分野3名を含む20名の優秀な若者を我が国の大学院修士課程に受け入れる事業が開始され、現在第2年目の20名の受入準備が進んでいます。

ウズベキスタンでの法整備支援は緒についたばかりです。今後も情報の蓄積と現状の分析が必要不可欠です。そのための我が国援助人材の確保も大きな問題となっています。しかしウズベキスタンの市場経済化にとって極めて重要なテーマであることは論をまたないところであり、ロシア語の障害を乗り越えて、今後この分野での協力が大きく育っていくことを願わずにはいられません。



ウズベキスタンの子供たち
 (よそ行きや民族衣装を着こんでおすまし)

新入留学生歓迎会

牧野 絵美 (法学部3年)



中央が筆者

4月18日、我々SOLV（留学生支援サークル）は新入留学生歓迎会を行った。SOLVは、一昨年9月、アジア法整備支援にともなってますます増加する留学生のために、大学院生が自主的な活動を行う団体として設立した。その設立の目的は、慣れない日本での生活を円滑に送り、学業をより実りあるものとするために留学生をサポートするということである。そして昨年、大学院生に加え、私を含めた学部生が加わり総数23名の組織化された団体となり、現在では自主サークルから法学部公認のサークルへと発展してきた。そして今年も20名ほどの新しいメンバーを迎え入れ、さらなるSOLVの発展を目指している。SOLVの具体的な活動内容としては、4月と10月にやって来る留学生を名古屋空港や名古屋駅に迎えに行き各自の滞在先へ案内したり、学内ツアーを実施し、早く名古屋大学での生活に慣れてもらえるようにしている。また、やきいもパーティー、もちつき大会など日本の文化に触れるものや、パーベキュー、アットホームなティーパーティーなど月に1回パーティーを開いたり、日帰りの旅行に行くなど留学生と日本人学生との交流の場を設けている。日本語を教えたり、留学生の間で大きな問題となっているアパート探しを一緒にするなどの自主的な活動をしているSOLV会員もいる。これらの活動もSOLVの公式な活動とし、現在恒常的に情報の提供を行う準備をしている。今までこれらの留学生の要望を受けつける常設の窓口がなかったことがSOLV内で問題となっていた。日本語の教科書にふりがなをつけて欲しいといった要望を個人的に受けたことがある。このような要望を持つ留学生は多いが、どこに行けばよいのかわからず困っているようだ。そんな中今年4月、法学部内にSOLVの活動拠点となる部屋をいただいたのは、とても意義のあることだと思う。まだ現在窓口として機能はしていないが、活動拠点ができたということで、留学生の声を常時受けつけることができ、SOLVの活動がより充実したものになることを期待している。

今回のパーティーは、新しくできたアジア法政情報交流センター（CALE）で行われた。80名ほどの参加があ

り、そのうち留学生は25名ほどであった。ダンスパーティーなどの新しい企画をもちこみ、今までとは少し違った形の盛大なパーティーにすることができた。昨年4月に行われた新入生歓迎パーティーでは、法学部生の中にはこのように留学生と交流できるサークルがあるということを知らない学生が多く、日本人学生の参加は20名ほどしかなかった。しかし、今年は事前の宣伝の効果が大きく、SOLV外の日本人学生の参加が多くあり、留学生に関心のある日本人がたくさんいることをうれしく思った。名古屋大学は昨年、留学生の数が1000人を超え、全国で3番目に留学生の多い大学となった。特に法学部はアジア法整備支援にともない、ここ数年で急激に留学生の数が増えてきている。しかしたくさんの留学生がいるにもかかわらず、留学生と日本人学生の交流がほとんどないというのは残念なことだ。授業も違い、留学生と日本人学生とが接する機会はほとんどない。そのため、留学生同士の交流に偏り、日本人学生との友情関係を築くことができないまま母国に帰ってしまったという話も聞く。実際私も昨年SOLVに入る前には留学生との交流は全くなかったし、多くの留学生が名古屋大学にいるということすら知らなかった。言葉の問題もあるが、私は交流する機会がないということが一番の原因だと思う。留学生と交流したい日本人学生もたくさんいるし、日本人の友達が欲しいという留学生の声も聞く。今まで留学生とSOLVメンバー等の一部の日本人学生との交流しかなかったが、今回SOLV外の一般の学生と留学生が交流の機会となったことは大きな成果だったのではないと思う。予想外に参加者の人数が多く料理の量が足りなかったなどの至らぬ点もあったが、留学生と日本人学生の交流の架け橋となれたことは確信している。

現在、先生方には一定の評価をいただいているが、まだ発足して2年ということもあり、学生の間でのSOLVの認知度は低い。今後も留学生と日本人学生の交流の場を設け、認知度を上げていきたい。具体的には、一般のサークル活動になかなか参加できない留学生の要望に応え、定期的にスポーツを行うことを検討中である。また今までは留学生ばかりに目を向けてきたが、留学したい日本人のために情報を提供するなど活動の幅を広げていきたい。



新入留学生歓迎会にて

ベトナム現地研修に参加して



大学院法学研究科研究生
傘谷 祐

3月1日から6日間の日程でベトナムを訪れました。現地では裁判所、検察庁、司法省、国家と法研究所などの政府機関、大学、JICAの現地事務所、日系企業の工場などを訪問した他、訪問の合間をぬって市内見学なども行いました。詳しい報告は後に発行される予定の報告集にゆずり、ここでは特に印象に残ったことを簡単に取り上げることにします。

ハノイ市裁判所では、実際の裁判を見学することができました。そこで見た裁判(刑事)は、法廷の扉・窓が全て開放されていることや、軍服を着た人々(軍?警察?)があちこちに控えていることなど、日本の裁判とは幾つかの点で異なっていました。最も違うのは、ベトナムでは裁判官自らが被告人に対して積極的に質問することです。検察側、弁護側の尋問の後に補足的に質問するのではなく、最初から裁判官がどんどん質問し、被告人が答に窮すると「早く答えなさい」などと注意したりもするようです。その間、検察官も弁護人も黙って静かに聞いているだけでした。裁判官の訴訟指揮があまりにも強引に思えたため、私たち日本人には「裁判の公正さ」という点で強く印象に残りました。

裁判傍聴では、言語の問題にも戸惑いました。見学した裁判は、当然の事ながら、ベトナム語で行われており、私たち日本人は通訳無しでは何一つ理解することができませんでした。もし、自分があの場に被告人として立たされていたら、と想像すると……。もちろん、通訳はつけてくれるでしょうが、通訳が自分の言いたいことを相手に正確に伝えてくれているのか、また、相手の言ったことを自分に正確に伝えてくれているのか、という不安は拭いきれないでしょう。人が外国語で裁判を受けることの難しさを知識としては知っていましたが、ベトナムで実際に裁判を見学できたことでより実感することができました。現在、日本でも日本語以外を母国語とする人々が大勢いますが、そのような人々を当事者とする裁判を公平に行おうとするものの難しさを改めて考えさせられました。

ハノイ法科大学では、学生、教職員の方と交流する機会を得ました。日本側、ベトナム側それぞれから多くの質問が出されたので、交流の時間はあっという間に過ぎてしまいました(この点では日本、ベトナム双方に「交流の時間が短すぎる」という不満を残しました)。

学生との交流の中で、私の印象に残っているのは、次の二点です。

一つには、ベトナムの学生が、日本に対して「勤勉」であるとか「一生懸命」であるという印象を持っている、と述べたことです。具体的にどのような点を見てそう思ったのかは明らかではありませんが、彼らのイメージの中の日本人は「勤勉」であり「一生懸命」であるようです。現実には、自分からしてあまりそうとは言えず、気恥ずかしい思いをしました。むしろベトナムの学生こそ「勤勉」であり「一生懸命」であるという印象を受けました。

もう一つには、なぜ法学を志したのかという質問に対して、ベトナムの学生が「国家の建設のためには法が必要だ」と答えたことです。では、日本の学生はどのような理由で法学を志したのか。もちろん、問題意識を持って法学を志した人もいるとは思いますが、ベトナムの学生のように使命感に燃えている人は稀であるように思います。

以上の二点は、自分が勉学に取り組む上でとてもよい刺激になったように思います。

今回の研修では、ハノイ市近郊の伝統的な陶器の生産地バッチャンを訪れて昔ながらの製法を見学したり、ハノイ市内の市場で料金交渉をしながら買い物をするなど、観光的部分も楽しむことができました。

また、食べ物については、「動物の鳴き声以外は食べられる」とか「四本足のもので食べられないのは椅子だけ。空を飛ぶもので食べられないのは飛行機だけ」などと言うように、食材の種類もさまざまで、日本ではなかなか口にしないようなもの(カエルや犬!)も食べることができました。口に合う、合わないは、参加者それぞれで分かれたようですが。

今回の研修旅行を通じて、単にベトナムの法制度を知るだけではなく、日本の法制度についても改めて考える機会を得ました。また、「国際協力」というと医療、農業などの理系の専売特許のようなイメージがありましたが、法律分野でも「国際協力」ができることがわかりました。その点では、とても有意義な旅行であったと思います。このような研修を企画していただいた関係者の方々には大変感謝しております。是非これからもこのような企画を続けていただくよう、お願いいたします。



ゲン・ディン・ロク司法大臣を囲んで

キワニス社会公益賞の授賞に寄せて



名古屋キワニスクラブ
文化公益委員長 清水 武

名古屋キワニスクラブは財界の奉仕団体です。1966年9月、東京に次いで全国二番目に設立されました。

私共は毎年、社会公益のために献身的な努力を続ける人達の功績を称え、広く世間に紹介することを趣旨として社会公益賞を贈呈しています。本年度は去る4月27日、アジア諸国の法整備支援を進める名古屋大学大学院法学研究科の「アジア法政情報交流センター」に社会公益賞を贈呈しました。21世紀初頭を飾るに相応しい受賞者の方を選定することができたことを嬉しく思っています。

交流センターの活動は経済界にとっても、またアジアの諸国との友好親善を進める我が国にとっても誠に有益でありますし、貴重な活動であります。この尊い活動をより多くの人に知っていただき、さらに支援の輪が広がることを願っています。授賞式の様子は報道各社が取り上げてくれましたが、在名の報道機関にはこれまでの法整備支援の実績や将来構想など詳細な資料も送付していますので、いずれかの機会に交流センターの活動が紹介されることを期待しています。

21世紀はアジアの時代とも言われていますが、なお貧しく政治的にも経済的にも支援を必要としている国の多

いのも事実です。このような国々に対し、大学の知的国際貢献としてアジア諸国への法整備支援に取り組みされている名古屋大学大学院法学研究科の皆様方のご努力に心から敬意を表します。

我が国で唯一アジアに視点を当て支援窓口となって、それぞれの国で必要とされる法整備をサポートされ、留学生の受け入れなど将来の人材育成にも力を注ぎ、支援国も東南アジアから中央アジアの諸国にも拡大されていることは誠に心強く、同じ学舎で過ごした者として誇らしさすら覚えます。ますますの発展を祈らずにはいられません。アジア諸国との永遠の友好を築くためにも「アジア法政情報交流センター」の皆様方のご活躍に大いなる期待を寄せて挨拶とさせていただきます。



授賞式にて

写真:中日新聞社提供

編集後記

待望の「アジア法政情報交流センター」の建物が完成しました。この数年間にわたる法学部スタッフの懸命の努力と各界からの寄付によって出来上がった本センターを、文字どおり、アジアの法政情報の日本および世界における拠点とするための、より本格的な取り組みが期待されます。

本号の特集「日中企業法制シンポジウム」の開催は、内外から注目され、本文にもあるように大きな成果をあげることができました。アジア諸国の法制度にかんする情報の提供は、本センターにとりましてきわめて重要な課題となってきています。

来る7月14日(土)～15日(日)には、新しく完成した建物の2階にある「CALEフォーラム」を会場として、国際シンポジウム「東アジアにおける行政改革と行政法制の整

備」が開催されるはこびとなっており、とくに「行政の情報化」をめぐり、中国、台湾、韓国、日本の行政法研究者などによる報告および討論が行なわれます。

名古屋大学の「法整備支援」プロジェクトも、いよいよ質的に一層発展させることが求められています。アジア諸国からの留学生にたいする教育および研修に加え、アジア地域の法律、政治をめぐる現状と歴史にたいする研究を本格的に開始することは、これまでの日本の学問状況からすれば幾多の困難をとまなうと思われませんが、この課題にどうしても着手しなければなりません。

次号では、7月8日～12日にサンクト・ペテルブルグで開催される世界銀行による「法整備支援にかんする国際会議」の内容をご紹介します。どうぞご期待！ (鮎京)